争議行為の予告通知の公表

茨城県医療労働組合連合会 後藤 朋子 執行委員長から、令和4年3月31日、労働関係調 整法(昭和21年法律第25号)第37条第1項及び労働関係調整法施行令(昭和21年勅令第 478号)第10条の4第1項の規定に基づき、次のとおり争議行為の予告通知があったので、 同条第4項の規定に基づき公表する。

令和4年4月4日

茨城県知事 大井川 和彦

1 事 件

基本給の賃上げ、年度末一時金等に関する事項

2 争議行為の日時

令和4年4月11日(月)午前零時以降、要求書解決に至る間

3 争議行為の場所

「鹿島病院職員組合」

鹿嶋市平井1129-2 鹿島病院

4 争議行為の概要

あらゆる形の争議行為の一部または全部を、単独もしくは併用して実施する。ただし、ストライキ に入った場合の保安要員については、協定に基づきストライキ行動から除外する。

- 5 本組合加盟組合の内、争議をおこなう組織
 - (1) 鹿島病院職員組合

執行委員長 大内 努